

移行までのスケジュールは？

- 平成11年10月 埼玉県から「彩の国中核都市」の指定を受ける
- 平成15年 4月 特別市へ移行
- 平成22年11月 中核市への移行を目指すことを表明
- 平成23年度～ 埼玉県と権限移譲等について協議を開始

今後の予定※

- 平成25年度 職員派遣研修、中核市指定に係る申出について市議会へ提案
- 平成26年度 中核市指定に係る県知事への同意申入れ、総務大臣への申出
- 平成27年 4月 中核市へ移行

※平成25年度時点での予定となります。

中核市マップ

- | | | |
|--------|--------|--------|
| ① 函館市 | ⑩ 高崎市 | ⑳ 下関市 |
| ② 旭川市 | ⑪ 岐阜市 | ㉑ 高松市 |
| ③ 青森市 | ⑫ 豊橋市 | ㉒ 松山市 |
| ④ 盛岡市 | ⑬ 岡崎市 | ㉓ 高知市 |
| ⑤ 秋田市 | ⑭ 豊田市 | ㉔ 久留米市 |
| ⑥ 郡山市 | ⑮ 大津市 | ㉕ 長崎市 |
| ⑦ いわき市 | ⑯ 豊中市 | ㉖ 大分市 |
| ⑧ 宇都宮市 | ㉐ 高槻市 | ㉗ 宮崎市 |
| ⑨ 前橋市 | ㉑ 東大阪市 | ㉘ 鹿児島市 |
| ⑩ 高崎市 | ㉒ 姫路市 | ㉙ 那覇市 |
| ⑪ 川越市 | ㉓ 尼崎市 | |
| ⑫ 船橋市 | ㉔ 西宮市 | |
| ⑬ 柏市 | ㉕ 奈良市 | |
| ⑭ 横須賀市 | ㉖ 和歌山市 | |
| ⑮ 富山市 | ㉗ 倉敷市 | |
| ⑯ 金沢市 | ㉘ 福山市 | |



(平成25年4月1日現在)

中核市移行に関するお問い合わせは



越谷市 企画部 中核市推進室 中核市推進担当

TEL 048-963-9140 FAX 048-965-8028

<http://www.city.koshigaya.saitama.jp/shisei/chukakushi/index.html>

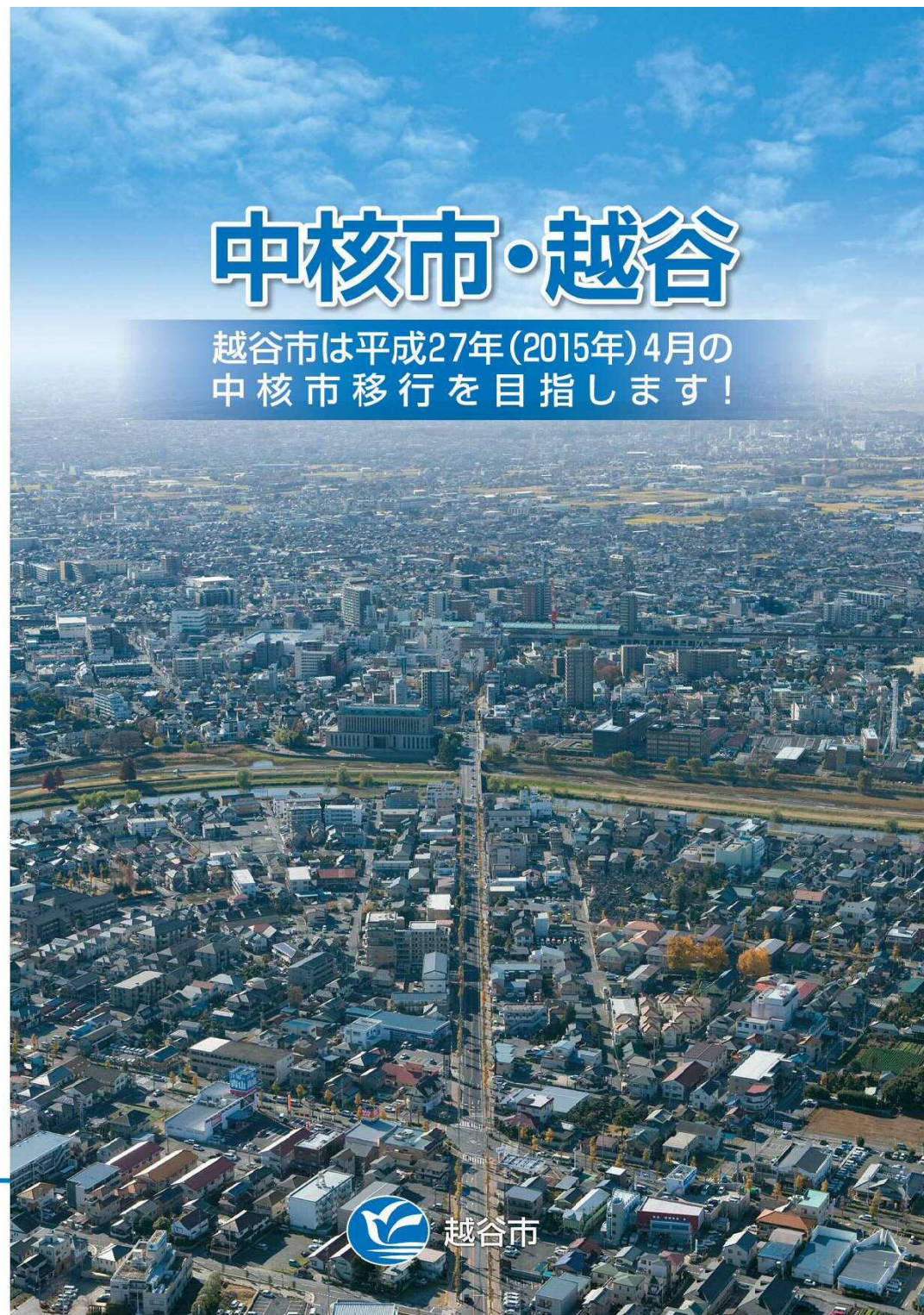
中核市 越谷

検索



中核市・越谷

越谷市は平成27年(2015年)4月の
中核市移行を目指します！



越谷市

中核市とは何ですか？

規模や能力が比較的大きな都市の事務権限を強化し、住民の身近なところで、きめ細かな行政サービスの提供と、独自のまちづくりを展開しやすくするように地方自治法において創設された制度です。

都市制度の比較

大	政令指定都市 (人口50万人以上) 横浜市や千葉市など全国で20市 埼玉県内では、さいたま市が政令指定都市となっています。
事務権限	中核市 (人口30万人以上) 全国で42市 (裏面の地図を参照下さい) 埼玉県内では、川越市が中核市となっています。
小	特例市 (人口20万人以上) 草加市や春日部市など全国で40市 現在の越谷市は、特例市となっています。



(平成25年4月1日現在)

なぜ中核市移行を目指すのですか？

越谷市では、平成21年9月に自治のまちづくりのさらなる推進を図るため、市政運営の最高規範となる「越谷市自治基本条例」を施行しました。そして、この条例を踏まえ「第4次越谷市総合振興計画」を策定し「水と緑と太陽に恵まれた 人と地域を支える安全・安心・快適都市」を将来像としたまちづくりを進めています。

近年、越谷市を取り巻く社会経済情勢は大きく変化し、市民のライフスタイルや価値観が変わり、市民ニーズも多様化・高度化しています。「住民に身近な行政は、地方公共団体が自主的かつ総合的に広く担うとともに、地域住民が自らの判断と責任において、地域の諸課題に取り組む」という地域主権改革の考えに基づき、越谷市ではより積極的な市政運営を行い、更なる市民サービスの向上を図るため、多くの事務権限が移譲される中核市への移行を目指すこととしました。



中核市に移行するとどんなメリットがありますか？

市民サービスがレベルアップします！

より多くの事務について、受付から許認可までを市が一貫して処理できるようになります。

地域保健行政が拡充されます！

従来健康相談や保健指導・予防接種等に加え、感染症、難病等対策を実施することで、より多様な保健サービスを受けることが可能となります。

生活環境及び健康危機管理が強化されます！

食中毒等の発生報告や国からの情報等を直接収受することで、迅速な判断に基づく一貫した対応が可能となります。

総合的な環境保全行政が推進されます！

産業廃棄物の不法投棄等に関して、直接的に事業者へ指導できるようになります。

具体例としては・・・

市立保健所の設置

中核市に移行すると、市が保健所を設置することとなり、越谷市は、埼玉県が設置している春日部保健所から市が設置する保健所の管轄に変わります。これにより、感染症対策、食品衛生など保健所が行う専門的なサービスを市民がより身近なところで受けることが可能となります。



(仮称)越谷市保健所完成イメージ(東越谷十丁目に建設中)

高度救助隊の設置



中核市に移行すると、総務省令により高度救助隊の設置が必要となります。高度救助隊とは、画像探索機や地震警報器などの救助器具を備え、人命救助に関する専門的な教育を受けた隊員5人以上で編成される救助隊で、より一層の救助体制の強化が図られます。